

第32回大空町農業委員会総会議事録

令和2年1月28日第32回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 石原 せつえ	2番 江口 美世司	3番 石田 正俊
4番 苫米地 正幸	5番 澤井 忠雄	6番 丹羽 真治
7番 岡内 浩之	8番 小久保 謙	9番 長尾 照幸
10番 早川 敏幸	12番 伊藤 博幸	13番 井上 良幸
14番 田中 悟	15番 田中 秀雄	16番 齊藤 貞利
17番 赤石 昌志	18番 岩原 秀嗣	19番 佐藤 廣治
20番 渡辺 誠	21番 石田 敦	22番 福田 重幸
23番 岡本 シゲ子	24番 遠藤 哲也	25番 長谷川 伸一
26番 永倉 誠二	27番 山神 正信	

(2) 欠席者

11番 渡邊 恵二

2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上 透	主査 渡邊 豪	主事 久保 亮輔
主事 片山 樹弥		

第32回大空町農業委員会総会議事録

午後3時57分

井上局長	<p>それでは、ただいまから、大空町農業委員会第32回総会を始めたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
井上局長	<p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さんご苦労様でございます。</p> <p>今年、まだ会っていない人もいるかと思えます。</p> <p>本年もよろしくお願いしたいと思えます。</p> <p>また、農業委員活動にも御尽力いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>今年のご存じのとおり雪が本当に少ないわけなんですけども、凍結がかなり入っているということで、麦だとか、あと長芋にちょっと心配があるのかなと思っています。ですけれども、昨年同様に今年もまたよい年となりますよう念願するところでございます。</p> <p>農業委員活動におかれましても、網走で16日に年金協議会の研修がございました。また、札幌においても20日から女性農業委員の研修、また年金等の研修もございました。参加していただきました委員さんにおかれましては大変お忙しい中、ご出席をいただきまして大変ありがとうございます。</p> <p>まだまだちょっと話したいことがいっぱいあるんわけなんですけども、今日の案件もかなりちょっと多いですので、これからの第32回の総会について御審議をいただきますようお願い申し上げて、本当に簡単でございますけれども御挨拶とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>この際活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>12月23日開催の第31回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
委員	<p>すみません、ちょっといいですか。</p>

山神会長	はい、どうぞ。
委員	1月17日の地区あっせん会の委員5名は、委員6名です。
井上局長	はい、失礼いたしました。
山神会長	よろしいですか
委員	はい。
山神会長	ただ今より第32回農業委員会総会を開催いたします。 (午後4時05分) ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。
井上局長	ただいまの出席委員は、26名であります。 渡邊恵二委員から欠席の旨の連絡がありました。 「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第5号までの合計40件であります。 以上でございます。
山神会長	議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、10番早川委員、12番伊藤委員を指名いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和2年1月28日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【議案第1号所有権移転関係1番説明朗読】

	<p>この件につきましては、新規案件です。 図面については、1ページに掲載しています。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇〇地区委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の所有権移転関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係2番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第1号所有権移転関係2番説明朗読】 この件につきましては、親子間の贈与の案件です。図面については省略しております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇〇地区委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>

委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより所有権移転関係 2 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係 1 番及び 2 番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 1 番及び 2 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、1 番及び 2 番が所有する農地を 1 作に限り交換して耕作するために、使用貸借の権利設定を行うものです。</p> <p>図面については、2 ページ及び 3 ページに掲載しております。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>両借主とも、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 1 番及び 2 番について質疑に入ります。</p>

委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係 1 番及び 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。 利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第 5 条の規定に基づき農地の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和 2 年 1 月 28 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【議案第 2 号利用権設定関係 1 番説明朗読】 この件につきましては、既存施設の隣地である農地に畜舎を建設する案件です。権利設定については、賃借権の設定となります。 第〇〇地区農業委員により、1 月 22 日に現地確認をいただいております。既存施設の隣接地のため、転用はやむを得ないとの判断をいただいております。 図面については、4 ページから 9 ページに掲載のとおりです。 農地法第 5 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
山神会長	この件について、第〇〇地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては 1 月 22 日に第〇〇地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。 結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。 以上です。

山神会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。 所有権移転関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和 2 年 1 月 28 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【議案第 3 号所有権移転関係 1 番説明朗読】 所有権移転関係 1 番から 2 番につきましては、賃貸借からの売買への移行の案件となります。そのため、2 件とも図面を省略しております。 また、2 件とも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。 あっせん会については、第〇〇地区農業委員さんにより、昨年 12 月 11 日にあっせん会が開催されています。 譲受人の経営面積は、議案に掲載する農地を含めて 23.4 ha、労働力は 3 人です。 以上でございます。
山神会長	この件について、第〇〇地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。

	<p>第〇〇地区農業委員により、昨年12月11日にあっせん会を開催しています。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。
	これより所有権移転関係1番について採決します。
	本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。
	次に、所有権移転関係2番ですが、本件は「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、私は議事参与できませんので、永倉会長職務代理者に議長を交代したうえ退席いたします。
	暫時休憩とします。
	(山神会長退席・議長交代)
永倉会長職務代理	休憩前に引き続き、会議を再開します。
	議案第3号、所有権移転関係2番について、審議終了までの間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。
	それでは、所有権移転関係2番について、提案理由の説明を求めます。
	渡邊主査。
渡邊主査	<p>【議案第3号所有権移転関係2番説明朗読】</p> <p>譲受人の経営面積は、議案に掲載する農地を含めて30.6ha、労働力は3人です。</p> <p>以上でございます。</p>
永倉会長職務代理	この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願ひします。

委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第4地区農業委員により、昨年12月11日にあっせん会を開催しています。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
永倉会長職務代理委員	<p>これより所有権移転関係2番について質疑に入ります。</p> <p>(なしの声)</p>
永倉会長職務代理委員	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより所有権移転関係2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
永倉会長職務代理委員	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>ここで、山神会長の議事参与を認めるとともに、議長を交代します。ご協力ありがとうございました。</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>(山神会長着席・議長交代)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に、所有権移転関係3番から5番について、譲渡人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第3号所有権移転関係3番から5番説明朗読】</p> <p>離農に伴う新規案件です。</p> <p>全農地売却を予定しており、今回上程されていない農地については、次回の総会において買入協議の要請を予定しています。</p> <p>図面については、10ページから12ページに掲載しております</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>あっせん会については、第〇地区農業委員さんにより、1月24日</p> <p>にあっせん会が開催されています。</p>

山神会長	<p>3番の譲受人の経営面積は、議案に掲載する農地を含めず17.4ha、労働力は3人です。</p> <p>4番の譲受人の経営面積は、議案に掲載する農地を含めず11.3ha、労働力は4人です。</p> <p>5番の譲受人の経営面積は、議案に掲載する農地を含めず14.0ha、労働力は2人です。</p> <p>以上でございます。</p> <p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第〇地区農業委員により、1月24日にあっせん会を開催しています。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係3番から5番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより所有権移転関係3番から5番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第3号利用権設定関係1番説明朗読】</p> <p>この件については、貸主の規模縮小に伴い、新規に賃貸借を設定するものです。</p> <p>第〇地区農業委員さんにより昨年12月27日にあっせん会が開催されています。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合してい</p>

山神会長	<p>ることを確認しております。</p> <p>借主の経営面積等は、議案に掲載している農地を含めず38.5ha、労働力は2人です。</p> <p>以上でございます。</p> <p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第〇地区農業委員により、昨年12月27日にあっせん会を開催しています。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより利用権設定関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係2番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第3号利用権設定関係2番説明朗読】</p> <p>2番以降については、全件更新の案件となります。そのため、図面は省略しております。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、30.2ha、労働力は2人です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。</p>

委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係3番から5番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第3号利用権設定関係3番から5番説明朗読】 3番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、40.8ha、労働力は4人です。 4番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、44.7ha、労働力は2人です。 5番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、31.9ha、労働力は3人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係3番から5番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係3番から5番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係6番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第3号利用権設定関係6番説明朗読】 経営面積は、議案に掲載している農地を含め、23.8ha、労働力は

	<p>2人です。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係6番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係6番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係7番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第3号利用権設定関係7番説明朗読】 経営面積は、議案に掲載している農地を含め、36.9haです。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係7番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係7番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係8番及び9番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第3号利用権設定関係8番から9番説明朗読】 8番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、36.0ha、労働力は4人です。</p>

	<p>9番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、93.4 haです。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係8番及び9番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係8番及び9番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係10番から12番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第3号利用権設定関係10番から12番説明朗読】 10番の借主の経営面積は、7番で説明したとおりです。 11番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、39.3 ha、労働力は4人です。 12番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、31.8 ha、労働力は2人です。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係10番から12番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係10番から12番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>

山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に、利用権設定関係13番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
山神会長	<p>【議案第3号利用権設定関係13番説明朗読】</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、27.8ha、労働力は2人です。</p> <p>以上でございます。</p>
渡邊主査	<p>これより利用権設定関係13番について質疑に入ります。</p> <p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより利用権設定関係13番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に、利用権設定関係14番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第3号利用権設定関係14番説明朗読】</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、57.3ha、労働力は3人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係14番について質疑に入ります。</p>

委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係14番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。
	(〇〇委員 着席)
山神会長	次に、利用権設定関係15番及び16番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第3号利用権設定関係15番及び16番説明朗読】 15番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、51.9ha、労働力は2人です。 16番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、66.3ha、労働力は2人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係15番及び16番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係15番及び16番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係17番及び18番について、貸主が同一ですので、提案理由の説明を求めます。

	渡邊主査。
渡邊主査	<p>【議案第3号利用権設定関係17番及び18番説明朗読】</p> <p>17番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、30.9ha、労働力は2人です。</p> <p>18番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、38.6ha、労働力は3人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	これより利用権設定関係17番及び18番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係17番及び18番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係19番について、提案理由の説明を求めます。
	渡邊主査。
渡邊主査	<p>【議案第3号利用権設定関係19番説明朗読】</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、38.0ha、労働力は3人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	これより利用権設定関係19番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係19番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に、利用権設定関係 20 番及び 21 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 3 号利用権設定関係 20 番及び 21 番説明朗読】</p> <p>20 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、34.9 ha、労働力は 2 人です。</p> <p>21 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、35.2 ha、労働力は 2 人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 20 番及び 21 番について質疑に入ります。</p>
委員	(なしの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより利用権設定関係 20 番及び 21 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に、利用権設定関係 22 番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 3 号利用権設定関係 22 番説明朗読】</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、31.8 ha、労働力は 2 人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 22 番について質疑に入ります。</p>
委員	(なしの声)

山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係 2 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。 (〇〇委員 退席)
山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係 2 3 番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 3 号利用権設定関係 2 3 番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、28.7ha、労働力は 2 人です。 以上でございます。
山神会長 委員	これより利用権設定関係 2 3 番について質疑に入ります。 (なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係 2 3 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。 (〇〇委員 着席)
山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。

	次に、利用権設定関係 2 4 番及び 2 5 番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 3 号利用権設定関係 2 4 番及び 2 5 番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、2 6 . 5 ha、労働力は 4 人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 2 4 番及び 2 5 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係 2 4 番及び 2 5 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 2 6 番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 3 号利用権設定関係 2 6 番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、2 5 . 3 ha、労働力は 2 人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 2 6 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係 2 6 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。 1番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第1項及び同条第2項に基づく調整を行った結果、農地保有合理化法人による買入が必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求める。令和2年1月28日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第4号1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、申出者が貸付していた農地を借主である〇〇氏に売買するものです。</p> <p>申出者よりあっせんの申出を受け、第4地区農業委員さんにより昨年12月11日にあっせん会を行っております。</p> <p>〇〇氏が公社からの買受予定者になります。買受予定者の経営面積は、議案第2号所有権移転関係1番で説明したとおりです。</p> <p>あっせんによる売買価格は、10a当たり31万円、総額1,118万8千円です。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。</p> <p>図面は、賃貸借からの移行ですので省略しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>

山神会長	これより1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 所有権移転関係1番から3番について、譲受人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和2年1月28日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【議案第5号利用権設定関係1番から3番説明朗読】 先月の総会で買入協議の議決を頂いた案件です。詳細はその際に説明しましたので、今回は省略いたします。
山神会長	これより所有権移転関係1番から3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより所有権移転関係1番から3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

渡邊主査	<p>次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 渡邊主査。</p> <p>【報告第1号説明朗読】 以上でございます。</p>
山神会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
山神会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで総会を閉じます。ご苦勞様でした。</p> <p>引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしく お願いします。</p>
(午後4時56分)	

会 長

署名委員

署名委員
